

規制に係る事前評価書（要旨）

【 関係法令の名称 】

規制の内容	二以上の事業者による一体的処理の特例		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室 電話番号：03-6457-9097 E-mail：hairi-sanpai@env. go. jp		
評価実施時期	平成29年3月2日		
規制の目的、内容及び必要性等	近年、企業経営の効率化の観点から分社化等が行われることが増加している。排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は、法人単位であるため、分社化等により、従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる事態が発生している。分社化等の後は、排出実態が変わらないにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得するか、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託しなければならないこととなっている。そこで、親子会社について、総体として見た場合に一つの会社とみなせる等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けずに、親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。		
	関連条項	第12条の7	
想定される代替案	代替案① 現行制度の維持		
	代替案② *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> 認定に当たって都道府県への申請書類の作成が必要になる。 認定を受けた場合、認定者間の廃棄物処理の廃棄物処理業の許可が不要になるが、排出事業者責任等を共有することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状どおり。（処理を行う者が他人であれば廃棄物処理業の許可が必要となるため、申請等の手続に係る費用が生ずる。） 	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> 認定事務が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状どおり。（処理を行う者が他人であれば廃棄物処理業の許可が必要となるため、都道府県は許可の審査事務が発生する。） 	
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> 特に想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状どおり。 	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合

	<p>親子会社について、総体として見た場合に一つの会社とみなせる等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができる。</p>	<p>排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は、法人単位であるため、分社化等により、従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、排出事業者責任等の共有を前提として、認定を受けた親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることから、本措置は妥当である。</p>	
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月中央環境審議会）においては、「親会社が子会社に対する十分な支配力を有しており、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合には、特例的に親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置を検討する。また、親会社と子会社を一体のものとして取り扱う場合には、環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、当該親子会社間における排出事業者責任を共有することや、親子会社内外の廃棄物について明確化すること、親子会社に関する廃棄物のみを扱う場合に限ること、当該状況が継続していることを定期的に確認すること等の措置が必要である。」とされている。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則第5条の規定に基づき、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める施行日から起算して5年後を予定。</p>	
<p>備 考</p>		